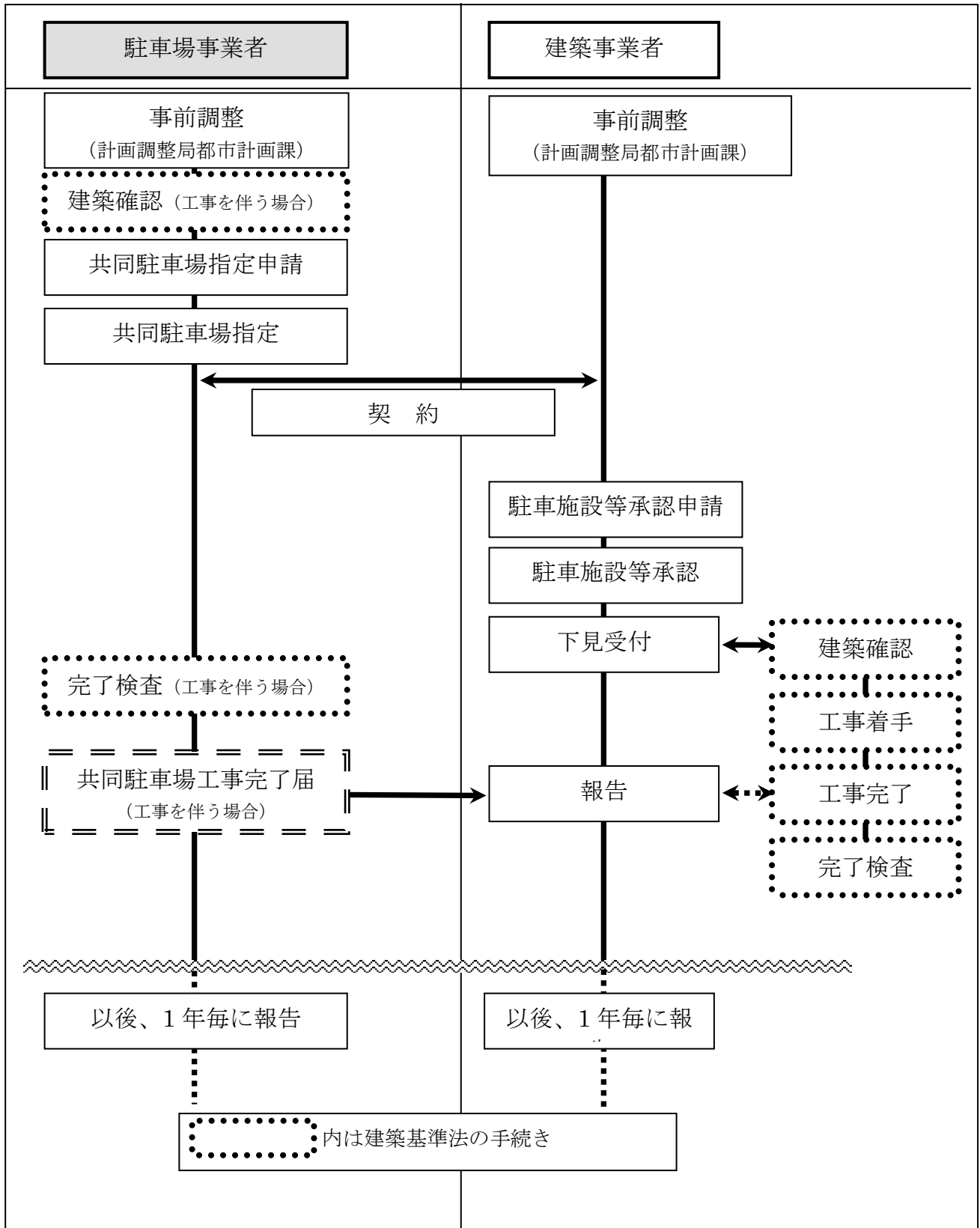


4. 共同駐車場の指定について（駐車場事業者の手続き）

市長が指定する共同駐車場に附置義務駐車施設等を設置する場合は、当該建築物の敷地内に附置義務駐車施設等を附置しないことができます。

〈附置義務駐車施設等の共同駐車場への設置にかかる手続きの流れ〉

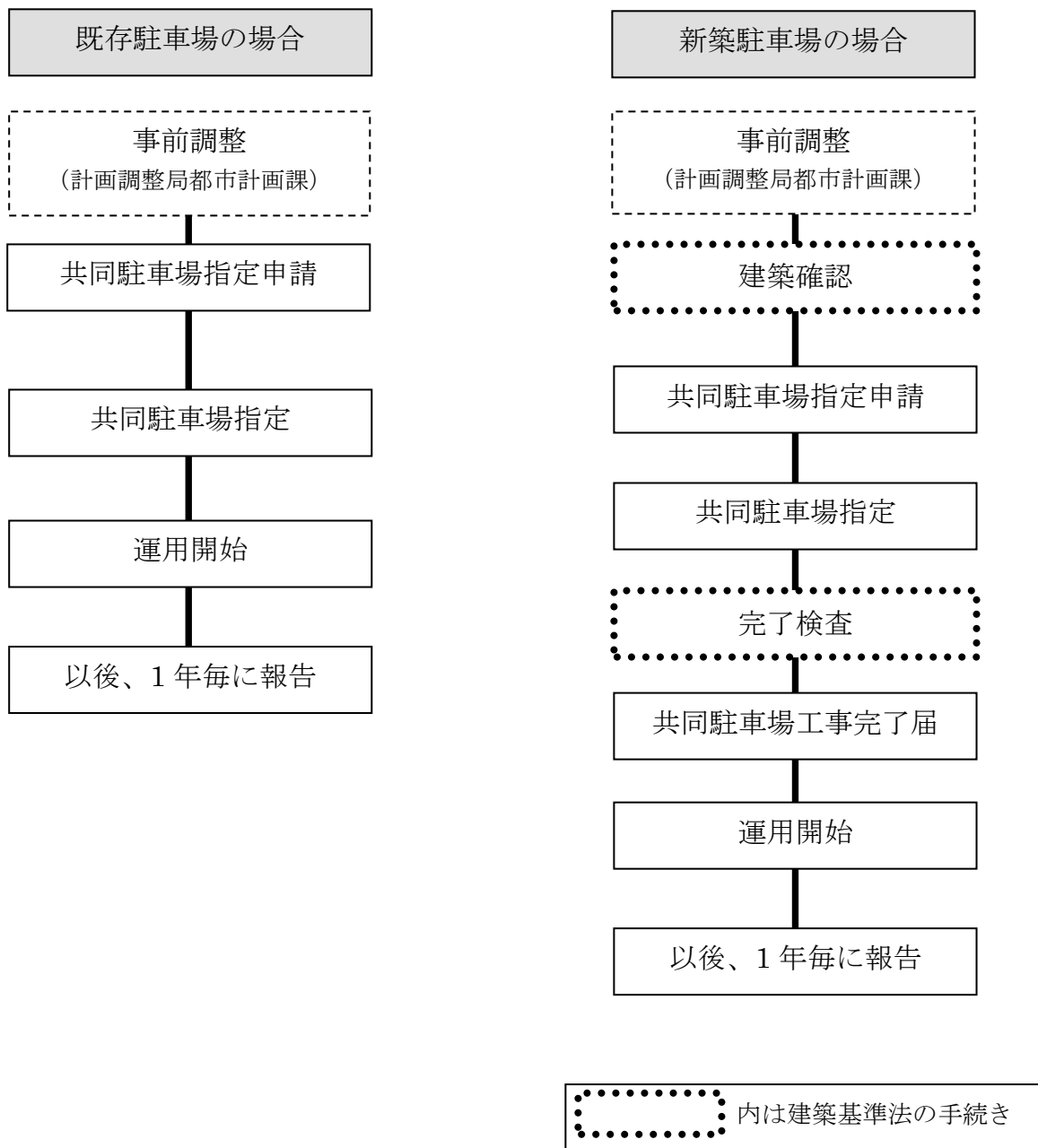


共同駐車場の指定（駐車場事業者の手続き）

（1）指定に必要な条件（すべてに該当）（基準第7条）

- ア．建築物である駐車施設等であること（※いわゆる「青空駐車場」の部分は含みません。）
- イ．駐車のために供する面積が 500 m²以上の規模を有する駐車施設等であること
- ウ．条例第 13 条の規定に適合すること
- エ．駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと
※周辺の交通に与える影響が軽微であることが必要です。

（2）指定及び建築行為の手続きの流れ



(3) 共同駐車場の指定の申請に必要な書類（規則第8条第2項）

条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けようとする場合は、規則第8条第2項の指定申請を行う必要があり、次の書類を添えて市長に提出し、市長から指定を得る必要があります。

- ・共同駐車場指定申請書 2通（このうち、1通は写しでも結構です）

- ・共同駐車場指定申請書の添付書類 各2通

| 番号 | 必要書類 | 縮尺 | 備考 |
|----|----------|------------|----------|
| 1 | 理由書 | | 別記様式見本あり |
| 2 | 検討書 | | 様式自由 |
| 3 | 共同駐車場概要書 | | 別記様式を使用 |
| 4 | 付近見取図 | 1/5,000 以上 | |
| 5 | 配置図 | 1/300 以上 | 当該駐車施設 |
| 6 | 各階平面図 | 1/300 以上 | 当該駐車施設 |
| 7 | 断面図 | 1/300 以上 | 当該駐車施設 |
| 8 | 立面図 | 1/300 以上 | 当該駐車施設 |

※番号4～8の各図面に明示すべき事項は、規則別表第2に記載のとおりです。

【検討書】

当該駐車施設が周辺に与える影響について下記の通り検討した内容を添付してください。

（検討項目）

- 出入口付近の前面道路の渋滞状況
 - ・前面道路の自動車交通量を確認し、当該駐車施設を利用する自動車が周辺の交通に与える影響を検討してください。
- 入庫待ち車輛の検討
 - ・来台数と施設内の駐車待ちスペースの検討を行い、道路に駐車待ちの自動車の滞留が発生しないかどうかを検討してください。
- 出入口付近の前面道路の歩行者及び自動車と入出庫する自動車の輻輳状況の検討
 - ・前面道路の歩行者及び自動車の交通量を確認し、入出庫する自動車との輻輳状況を検討し、敷地の前面道路に与える影響が軽微であることを確認してください。
- 当該駐車場の利用実態
 - ・最近の利用状況から、共同駐車場指定台数分以上の台数がピーク時においても空いていることを確認してください。

【その他添付資料】

- 新築する駐車施設の場合は「確認済証」を添付してください
- 既存の駐車場の場合は「検査済証」及び現況の写真を添付してください
- 特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください

(4) 共同駐車場の指定

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、指定条件を付して共同駐車場指定書をお渡しします。（適切に保管しておいてください。）
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

共同駐車場指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場の指定を受けたいので、同条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

| | | | | |
|-----------|-------------------------|-------|-------------|-----|
| 申 請 内 容 | 新 規 ・ 変 更 （前指定番号：第 号） | | | |
| 申 請 分 類 | 新 築 ・ 既 存 | | | |
| 申 請 理 由 | | | | |
| 駐 車 場 名 称 | | | | |
| 位 置 | 区 丁目 | | | |
| 地 域 ・ 地 区 | 駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 | | | |
| 規 模 | 台 台（自動二輪車） | | | |
| 指 定 台 数 | 台 台（自動二輪車） | | | |
| 構 造 | 自 走 式 ・ 機 械 式 | | | |
| 新築の場合 | 工 事 着 手 予 定 | 年 月 | 工 事 完 了 予 定 | 年 月 |
| 既存の場合 | 検 査 済 証 交 付 年 月 日 | 年 月 日 | 検 査 済 証 番 号 | 第 号 |
| 代 理 人 | 住所 氏名 TEL | | | |

理 由 書

年 月 日

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準」第7条の基準に適合する理由は下記のとおりであります。

記

共同駐車場指定書

大阪市指令計（駐共）第 号
年 月 日

（申請者）

住所
氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第2項の規定により 年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第2項の共同駐車場に指定します。

（指定条件）

1. 添付している申請内容について指定する
2. 申請共同駐車場に、共同駐車場であることを示す掲示板を掲げること
3. 当該指定に係る駐車施設等の状況を示す報告書を、毎年1回提出すること
4. 指定した共同駐車場に変更が生じる場合には、あらかじめ変更指定申請を行うこと
5. 共同駐車場の運用形態を変更する場合は、あらかじめ本市担当者と協議を行うこと

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

共同駐車場概要書

年 月 日
 大阪市指令計（駐共）第 号

| | | | | |
|-------------|------|-------------------------|--------|-----|
| 駐 車 場 名 称 | | | | |
| 位 置 | | 区 丁目 | | |
| 地 域 ・ 地 区 | | 駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 | | |
| 規 模 | | 台 台（自動二輪車） | | |
| 指 定 台 数 | | 台 台（自動二輪車） | | |
| 構 造 | | 自 走 式 ・ 機 械 式 | | |
| 検査済証交付年月日 | | 年 月 日 | 検査済証番号 | 第 号 |
| 備 考 | | | | |
| 申 請 者 氏 名 | | | | |
| 連 絡 先 | 氏 名 | | | |
| | 電話番号 | () | | |
| 付 近 見 取 り 図 | | | | |

※共同駐車場の出入口の位置を記入すること

注) この書類は大阪市計画調整局計画部都市計画課において閲覧に供します。